

訪問看護ステーションあい 運営規程

(事業の目的)

第1条 訪問看護ステーションあい（事業所番号：1462690253、所在地：神奈川県相模原市緑区橋本6-5-10中屋第二ビル2階B-2室）は、平成20年8月1日に医療法人社団正神会が介護保険法の規定に基づき指定を受け（介護予防）訪問看護を行う、指定訪問看護ステーションです。病気や障害により在宅療養中の方々が自立した日常生活を営み、安心して生活できるよう、適切な訪問看護を提供します。

(運営方針)

第2条 運営方針は次のとおりとします。

- (1) 心のこもった（介護予防）訪問看護サービスを提供します。
- (2) 利用者の人権を守り、地域社会において自立した生活を営むことができるよう支援します。
- (3) 地域の保健福祉活動に積極的に取り組み、利用者の療養に必要なサービスが広がるように努めます。

(営業日・営業時間)

第3条 営業日および営業時間は次のとおりとします。

月・火・木・金曜日：9時～17時

土曜日：9時～15時

定休日およびその他の休み：毎週水曜日・日曜日、祝日・振替休日（営業の場合あり）、年末年始（12月29日～1月3日頃）に、夏期（8月10日～8月17日頃）

(従業者の職種、員数および職務の内容)

第4条 勤務する職種、員数および職務内容は次のとおりとします。

- (1) 管理者：1名（常勤）

管理者は事業所の従業者の管理および業務の管理を一元的に行い、また、従業者に法令およびこの規程を遵守させるため必要な命令を行います。

- (2) 看護職員等：保健師、看護師または准看護師（常勤1名を含む常勤換算2.5名以上）

看護職員等は、訪問看護計画書および報告書を作成し（准看護師を除く）、（介護予防）訪問看護を担当します。

(事業の内容および利用料金)

第5条（介護予防）訪問看護の内容は次のとおりとします。

- ① 病状の観察や服薬管理等療養上の指導
- ② 医師の指示による医療処置
- ③ 療養生活上必要な支援や利用者家族への相談支援

- (2) 利用料金は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、介護報酬告示上の額に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とします。利用料には各種医療保険および介護保険が適用され、公費負担制度の利用により、負担額が減額となることもあります。料金表を重要事項説明書に添付し、事業所内およびインターネットホームページ上に掲示します。

(事業実施地域)

第6条 通常の事業実施地域は次のとおりとします。

- (1) 相模原市緑区（以下を除く）
旧藤野町：小淵 澤井 佐野川 名倉 日連 牧野 吉野
旧相模湖町：千木良 小原 若柳 与瀬 与瀬本町
旧津久井町：鳥屋 青根 青木 青野原 三ヶ木 長竹 三井

- (2) 相模原市中央区
- (3) 東京都町田市 : 相原町 小山ヶ丘 小山町

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第7条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、以下の措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会をテレビ電話装置等も活用して定期的を開催するとともに、その結果について従業者に十分に周知します。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備しています。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施します。
- (4) 前三号に掲げる措置を事業所管理者が担当し、責任者として適切に実施します。

(身体拘束等の原則禁止)

第8条 事業所は、利用者に対する身体拘束行為およびその他の行動制限を行いません。ただし、身体拘束による心身の損害よりも拘束しないリスクの方が高い状況で、切迫性・非代替性・一時性の3要素の全てを満たした場合のみ、本人・家族への説明と同意を得た上でやむを得ず身体拘束を行うことがあります。その際の状況について経過を記録し、できるだけ早期に拘束等を解除するよう努めます。

(業務継続計画の策定等)

第9条 業務継続計画について、次のとおり定めます。

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する(介護予防)訪問看護の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。
- (2) 従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的を実施するものとします。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

(運営規程に関するその他の留意事項)

第10条 事故発生時の対応は次のとおりとします。

- (1) (介護予防)訪問看護提供中の医療事故または物損等が発生した場合、利用者ならびにご家族の安全を最優先して速やかな対応をし、それを記録します。
- (2) 主治医、関連機関と連携をとり適切に対応します。
- (3) 万が一に備え、「訪問看護賠償責任保険制度」に加入しています。

2 緊急時の対応は次のとおりとします。

緊急時対応マニュアルを整備しており、それに則り対応を行います。利用者の病状に急変その他緊急事態が発生した場合、速やかに主治医に連絡をとる等し適切な対応を行うとともに、その内容を記録します。

3 秘密の保持については次のとおりとします。

利用者や利用者家族等に関して知り得た個人情報、利用者や利用者家族の了解なしに公開することはありません。契約時に、個人情報の保護に関して書面にて確認を行い、契約期間終了後または職員退職後においても、個人情報は保護されます。

4 苦情・相談体制は次のとおりとします。

利用者からの苦情・相談窓口を事業所に設置しており、内容を記録し適切に対応します。その他公共機関の窓口は重要事項説明書に記し、説明します。

5 従業者の研修は次のとおりとします。

年間教育研修計画を基にケアの質の維持向上に努めています。外部研修を年1回以上受講するよう努めます。

附 則

この規程は 平成20年8月1日 より運用する。

改定 平成24年 4月 1日 施行

改定 平成26年 4月 1日 施行

改定 令和 2年 6月19日 施行

改定 令和 5年10月 1日 施行 (事故発生時の対応、虐待防止に関する事項を追加)

改定 令和 6年 4月 1日 施行 (身体拘束等の原則禁止、業務継続計画の策定等、個人情報の保護の事項を追加)